

児童育成支援拠点事業とは

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

支援内容

- ①安全・安心な居場所の提供・・・児童の声を聞く取り組みや、周囲とのコミュニケーション支援など
- ②児童の状況に応じた支援・・・生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、課外活動など
- ③学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携・・・児童についての情報共有の実施など
- ④保護者への情報提供、相談支援・・・行政サービスの案内や、定期面談の実施など
- ⑤送迎支援・・・必要に応じて、自宅への送迎など

利用対象者

不適切な養育状態にあることなどが理由で児童相談所・こども家庭センターが関わっている小学生以上の児童および保護者。
(※) 主に小学生を想定

請負事業者・開設予定地

地域バランスを考慮し、区内3カ所の居場所を開設する。

- 特定非営利活動法人 起点**
(開設予定地：西小岩1丁目)
- 医療法人社団 しろひげファミリー**
(開設予定地：東瑞江3丁目)
- 労働者協同組合
ワーカーズコープ・センター事業団**
(開設予定地：東葛西7丁目)



今後の予定

各事業者と契約締結後、令和8年2月1日から開設準備を開始予定。